

第4節 良好的な景観の形成

1 県土の景観の形成

1-1 景観

三重県は、山地・山脈、中山間地、農地、河川、海・海岸等といった多様な自然景観に加え、街道、歴史的まち並み、集落といった歴史・文化的景観や市街地等の社会・経済的景観によって形成されています。

三重県では、景観づくりの基本となる「三重県景観づくり条例」を平成19(2007)年10月20日に制定するとともに、景観法に基づく「三重県景観計画」を平成20(2008)年4月1日から運用開始し、届出制度を通じた良好な景観づくりを推進しています。また、市町の景観づくりに向けた取組や地域が中心となって取り組む景観づくりを支援するとともに、広く普及啓発を行い、市町と連携した広域的な景観づくりを進めています。こうした普及の手段として県内8市が景観行政団体となり、それぞれの地域での景観づくりを進めています。

さらに、公共事業や公共施設の整備の実施にあたっては地域の景観特性に配慮することとしています。

1-2 屋外広告物の規制等による良好な景観形成

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものです。しかし、無秩序な設置は自然や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等が危害にさらされるおそれもあります。このため、「三重県屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3つの観点から、必要な規制・指導を行っています。

また、「三重県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物沿道景観地区の指定を進めており、平成23(2011)年度末で7地区を指定しています。

表2-4-1 屋外広告物沿道景観地区

(平成24年3月末現在)

地区名	場所
伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区	一般国道167号の一般国道23号との交点から県道阿児磯部鳥羽線との交点までの区間（一般国道42号との重複区間を含む。）及び当該区間の両側100m以内（家屋連担地域にあっては30m）以内の区域とする
長島屋外広告物沿道景観地区	県道水郷公園線の国道1号との交点から桑名市長島町松陰と同町浦安の字界までの区間及び当該区間の道路端から100m以内の区域
奥伊勢屋外広告物沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境まで。（道路端から100m。ただし、家屋連担地域は、30mの区域内）
紀北屋外広告物沿道景観地区	国道42号の大紀町と紀北町との境から尾鷲市と熊野市の境まで。（道路端から100m。ただし、家屋連担地域は、30mの区域内）
紀南屋外広告物沿道景観地区	国道42号の尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境まで（道路端から100m。ただし、家屋連担地域は、30mの区域内）
伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区	伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋まで（道路に面した敷地「並行する道路・河川を介して接する敷地を含む。」）
国道311号屋外広告物沿道景観地区	国道311号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道42号との交差点までの区間及び熊野市立石南から和歌山県境までの区間（当該区間の道路端から100m以内の区域）

1-3 地区計画制度の活用

各地区的特性を生かし地区住民の合意のもとに建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細やかなまちづくりを推進しています。

1-4 風致地区等の活用

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、風致地区を定め、都市における自然景観の形成を図っています。

1-5 地域の特性を活かした景観形成の推進

(1) 景観形成施策の展開

景観法が平成17(2005)年6月に全面施行されたのを契機に、三重県景観計画を策定し、平成20(2008)年4月1日から運用するとともに、地域の特性を活かした景観づくりを県内全域で展開していくため、地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図る事業を実施しました。

ア 市町における景観形成の促進

市町の景観形成への主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観セミナーの開催や景観アドバイザーの派遣を行いました。

イ 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、シンポジウムを開催するとともに、景観交流会への景観アドバイザーの派遣など、普及啓発を行いました。

(2) 地域の特性を活かした景観まちづくりの実施

県内の自然や歴史・文化の豊かな地域において、地域住民と行政の協働により、地域の個性を活かした魅力ある景観まちづくりを進めるため、県は、県有施設の修景整備等のハード整備を実施し、地域住民、市町が主体のまちづくりを支援しました。

1-6 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、「休憩施設」と「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成24(2012)年3月31日現在、登録されている「道の駅」は全国で987ヶ所、県内では15ヶ所あります。

表2-4-2 三重県内の「道の駅」

(平成24年3月末現在)

駅名	所在地	路線名
飯高駅	松阪市	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	紀北町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大紀町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	松阪市	国道166号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
美杉	津市	国道368号
関宿	龜山市	国道1号
伊勢志摩	志摩市	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀北町	国道42号
あやま	伊賀市	(主)甲南阿山伊賀線
いが	伊賀市	国道25号

(2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間の一つです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表2-4-3 街路の整備状況 交付金事業

(平成24年度)

路線名	都市名
松阪公園大口線外1線	松阪市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

2 農山漁村景観の保全・創出

2-1 農村地域における生活環境の改善

農山漁村の景観保全には集落機能の維持が必要なことから、農地・水・環境保全向上対策等、さまざまな主体による景観保全活動等を支援することで、地域を支える担い手を育成しています。

農道(15地区)や農業集落排水施設(11地区)の整備により、農村地域における利便性の向上や生活環境の改善を進めました。

2-2 中山間地域等の支援

「中山間地域等直接支援制度」は、農業の多面的機能の維持増進に向け、中山間地域等における農業生産活動の不利性を補正するための支援を行う制度です。

平成23(2011)年度には、223集落の1,618haで耕作の継続による多面的機能の維持に向けた支援を進めました。

2-3 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢のなか、森林の管理水平の低下により、森林病害虫等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が高まっています。

三重県における松くい虫被害は、長期的には昭和56(1981)年をピークに年々減少し、平成23(2011)年度はピーク時の約4%になっています。

しかし、高温小雨の気候が統ければ、再び被害が拡大する恐れもあり、なお予断をゆるさない状況にあります。

松くい虫被害対策は、森林病害虫等防除法に基

づき、関係市町との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しています。

図2-4-1 三重県下松くい虫被害量の推移

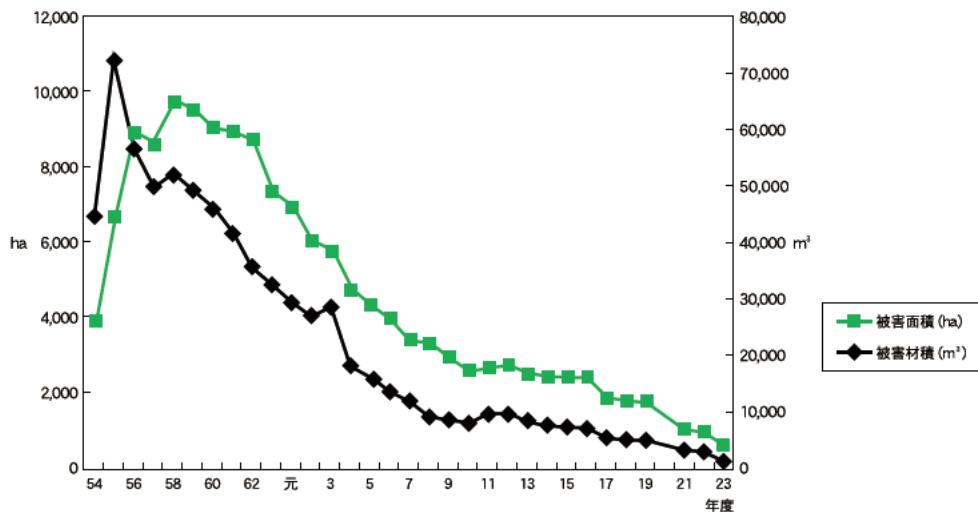


表2-4-4 森林病害虫等の防除状況（平成23年度）

実施主体	内 容	
	市 町	予防措置（地上散布40.8ha、樹幹注入374.8m³） 駆除措置50.7m³（伐倒駆除17.9m³、特別伐倒駆除32.8m³）

※ 駆除措置の内容については、資料編を参照

2-4 漁村・漁港環境の整備

平成23（2011）年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落排水処理施設等の整備を実施している1地区（礒浦）に助成を行いました。